

企 画 競 争 公 告

次のとおり企画競争に付します。

令和6年2月14日

全国健康保険協会岡山支部
支部長 國 定 剛

1. 企画競争に付する事項

- (1) 調達件名 令和6年度 代謝（血糖）リスク保有者に対する情報提供通知及び CVD（心血管病）に着目した医療機関受診勧奨通知の原稿作成及び通知業務委託

- (2) 業務内容等 仕様書による。

2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4,5,6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、「役務の提供等」のA,B,C又はDの等級に格付けられ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること
- (9) 受託者は、プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001認証のいずれかの認証を取得している事業者であること。

3. 契約者の選定方法

仕様書に基づき提出された企画書及びその添付資料（以下「企画書等」という。）の内容の質及び委託費の価格を総合的に評価し、審査委員会で最も高い評価を受けた一者を選定する。

4. 企画競争説明書及び仕様書等の配布

- (1) 日時：令和6年2月14日（水）から令和6年3月1日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く
毎日 8時30分から17時30分まで
- (2) 場所：岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル1号館8階
全国健康保険協会岡山支部 企画総務グループ
電話 086-803-5781 担当 小野
なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。

5. 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和6年3月1日（金）17時30分（必着）
- (2) 提出先 〒700-8506 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル1号館8階
全国健康保険協会岡山支部 保健グループ 小野瀬・津森
- (3) 提出方法 直接提出（持参）又は郵送とする。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約保証金 全額免除
- (3) 企画書の無効
本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 手続きにおける交渉の有無 無
- (6) その他 詳細は企画競争説明書による
- (7) 本企画競争について、全国健康保険協会の令和6年度予算認可をもって業務委託が可能となることから、不認可の場合については業務委託ができない場合があることを了承の上、参加すること。

【参考】全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1） 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2） 破産者で復権を得ない者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1） 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （4） 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - （5） 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - （6） 契約に関する調査に当たり虚偽の申し出をした者
 - （7） 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
2. 企画総務部長等は、前項の規程に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
3. 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。